

郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会条例をここに公布する。

平成29年 3月14日

郡山市長 品川 萬里

郡山市条例第8号

郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会条例

(設置)

第1条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第3号に規定するシルバー人材センター連合又はシルバー人材センターに準ずる者(以下「高年齢者等就業支援団体」という。)の認定に関し、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の2の4及び地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)第52条の規定に基づき学識経験を有する者の意見を聴くため、郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 高年齢者等就業支援団体の認定に必要な基準(以下「認定基準」という。)に関すること。
- (2) 認定基準に基づく高年齢者等就業支援団体の認定に関すること。
- (3) その他高年齢者等就業支援団体の認定に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審査会は、委員3人で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、3人の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、審査会は、やむを得ない事情があると認めるときは、2人の委員が出席すれば会議を開くことができる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密保持義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。
(庶務)

第9条 審査会の庶務は、政策開発部において処理する。
(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年郡山市条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1報酬の表個人情報保護審議会の項の次に次のように加える。

高年齢者等就業支援団体認定審査会	会 長	日 額	8,100円
	委 員		

附 則（令和3年郡山市条例第24号）

この条例は、令和3年7月1日から施行する。